

## 4 税金

### 所得稅・市県民稅に関する所得控除

障害者(児)に認定された年分の所得稅(市県民稅は翌年度)から、次の額が所得控除されます。

区 分	障 害 程 度		所得稅控除額	市県民稅控除額
普通 障害者控除	身体障害	3～6級	27万円	26万円
	知的障害	B1、B2		
	精神障害	2、3級程度		
特別 障害者控除	身体障害	1、2級	40万円	30万円
	知的障害	A1、A2		
	精神障害	1級程度		
同居特別障害 者控除	自己又は配偶者若しくは、自己 と生計を一にしている親族のい ずれかと同居する特別障害者		75万円	53万円

※障害者手帳を交付されていない方でも所得控除が受けられる場合があります。  
 ※控除を受けるためには、確定申告、市県民稅申告、年末調整のいずれかの手続きが必要です。

詳しくは松本市役所市民稅課までお問い合わせください。

○窓 □

- \* 所得稅 松本稅務署国税局電話相談センター  
電話32-2790 音声ガイダンス1番
- \* 市県民稅 松本市役所 市民稅課 電話34-3232 fax36-9345
- \* 給与所得者は、所得稅・市県民稅とも勤務先の給与担当

### 固定資産稅額の減額措置(住宅のバリアフリー改修促進稅制)

平成28年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定の者が居住の用に供する一定の家屋について自己負担費用が50万円以上のバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産稅額(100㎡相当分までに限る。)を3分の1減額します。

○要件 居住者の要件、家屋の要件、バリアフリー改修工事の内容要件、工事費要件、添付書類要件等が定められています。  
 詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

○申請期日 バリアフリー改修工事完了後3ヶ月以内に、窓口へ必要書類を添付して申告してください。

○窓 □ 松本市役所  
 資産稅課 家屋担当 電話34-3312 fax39-0725

## 利子等の非課税（障害者マル優）

一定の手続きにより、障害者が預け入れた小額貯蓄及び購入した小額公債について、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者  
障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金等の受給者  
障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の受給者
- 窓 □ 銀行、証券会社等

## 相続税に関する障害者控除

相続人が障害者である場合、相続税額から次の一定額が控除されます。

身体障害	知的障害	精神障害	税 額 控 除 額
1～2級	A1、A2	1級程度	20万円×（85歳に達するまでの年数）
3～6級	B1、B2	2、3級程度	10万円×（85歳に達するまでの年数）

- 窓 □ 松本税務署税務相談室 電話32-2790

## 贈与税の非課税

特別障害者を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価格のうち6,000万円まで（中軽度の知的障害者及び精神障害者保健福祉手帳2・3級の方は3,000万円まで）は、贈与税の課税価格に参入されません。

- 障害程度 身体障害1、2級 知的障害者 精神障害者
- 窓 □ 信託銀行等

## 個人事業税の対象外事業

両眼の視力を喪失した者又は万国式試視力表により測定した両眼の視力が0.06以下の視覚障がい者が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業については、個人事業税が課されません。

- 窓 □ 中信県税事務所 課税課 電話40-1908 fax47-7820

<b>自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）・ 環境性能割の減免</b> (注)下記は制度の概略です。詳しくは担当窓口で必ずご確認ください。
--

※ETC、高速料金等の割引申請についてはP25をご覧ください。

障害者の方が4月1日現在または新規登録時に所有し、かつ使用する自家用車等について、次により自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）及び環境性能割の減免が受けられる場合があります。

減免の対象となる条件				減免額
		所有者(納税義務者)(注1)	運転者	
身体障害者	18歳以上	本人	本人又は生計を一にする方	全額減免 (注2)
	18歳未満	本人又は生計を一にする方	生計を一にする方	
知的障害者 精神障害者		本人又は生計を一にする方	本人又は生計を一にする方	
身体障害者及び知的障害者、精神障害者のみで構成される世帯の障害者		本人	障害者を常時介護する方	

\*自動車の構造が障害者の利用に供するために改造された自動車についても減免になる場合があります。

(注1)所有者(納税義務者)とは、車検証上の所有者欄(ローン契約等で所有権が自動車販売店等に留保されている場合は使用者欄)に氏名が記載され、軽自動車税(種別割)、環境性能割、自動車税(種別割)の納税義務者となっている方です。

(注2)自動車税(種別割)・環境性能割の減免される税額には限度額が設けられています。

(注3)減免手続きされた自動車及び所有者または障害者手帳の変更等がなければ、再申請する必要はありません。

(注4)減免台数は1台に限ります。

### ○ 障害程度

障害区分	本人運転	同一生計者又は介護者運転
身体障害	視覚	1級、2級、3級、4級
	聴覚	2級、3級
	平衡機能	3級
	音声機能	3級(ただし喉頭摘出した者のみ)
	上肢不自由	1級、2級
	下肢不自由	1級、2級、3級、4級、5級、6級
	体幹不自由	1級、2級、3級、5級
	脳原性上肢	1級、2級
	脳原性移動	1級、2級、3級、4級、5級、6級
	内部機能	1級、3級
免疫機能	1級、2級、3級	
肝臓機能	1級、2級、3級	
知的障害	総合判定 A	総合判定 A
精神障害	1級	1級

\* 身体障害については、個別判定による級別により判断します。

○ 持ち物 \* 手帳、印鑑、減免を受けようとする車の車検証、運転される方の免許証、個人番号カード又は通知カード(注1)、同一生計証明書等(注2)

(注1)通知カードは、廃止日(令和2年5月25日)以降、記載内容に変更がない場合に限りです。

(注2)所有者(納税義務者)又は運転者が生計を一にする方又は常時介護する方である場合は、同一生計証明書等による証明が必要です。

証明書は障害福祉課、こども福祉課、西部福祉課で発行します。

- 申請期限
  - \* 自動車税（種別割）
    - 自動車税（種別割）納期限
    - 年度途中で手帳を交付された場合、交付年月日から30日以内
    - 年度途中で自動車を購入した場合、登録した日から30日以内
  - \* 軽自動車税（種別割） 軽自動車税（種別割）納期限
  - \* 環境性能割 自動車を登録する際又は登録した日から30日以内
  
- 窓 □
  - \* 自動車税（種別割）・環境性能割について  
中信県税事務所 電話40-1905 fax47-7820
  - \* 軽自動車税（種別割）について  
松本市役所 市民税課 電話33-4218 fax36-9345